

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、企業価値を継続的に向上させるとともに、「コンプライアンス・マニュアル」の整備による法令遵守並びに企業倫理の重要性を認識し、株主の皆様、お客様、お取引先様、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様からの信頼を一層高めるべく、経営判断の迅速化、経営の透明性及び公正性の観点から、経営上の組織整備や経営陣に対する監視機能の充実に重要課題として取り組んでおります。当社は、月1回開催する取締役会による経営に関する重要事項の決定と各部門の業務執行の監督、月1回の定例開催に加え随時必要に応じて開催する幹部会による情報の共有化、意思決定の迅速化を図っております。さらに、取締役、常勤監査役及び次長職以上で構成する経営会議で、各部門の業務執行状況、利益計画の進捗状況等、経営情報の共有化、説明責任と法令遵守の徹底を図っております。

今後につきましても、当社では、経営内容の透明性及び公正性を高めるとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の確立に取り組んでまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

機関投資家及び海外投資家の比率は低く、現時点で電子行使や招集通知の英訳を導入することは、合理的ではないと考えています。それぞれの投資家比率に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則3-2-1】

海外投資家の比率は低く、現時点で英語での情報開示・提供を導入することは、合理的ではないと考えています。海外投資家比率に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【補充原則4-2-1】

経営陣の報酬は、業績及び経営幹部(部長・次長)の年収を参考に決めております。インセンティブというものはありませんが、中長期的な企業の成長には、会社の為、人の為に尽くす精神が重要であるという教育をしており、この価値観を持ち、業績向上に貢献した取締役の昇進等に反映する方針であります。

【補充原則4-10-1】

当社は監査役会設置会社であり、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していませんが、2名の独立社外取締役には忌憚のない有意義な意見を頂ける環境作りを心掛けております。また、取締役選任基準及び取締役報酬額決定の際に、独立社外取締役にその考え方や詳細を説明し、頂いた意見を反映いたしております。したがって、現在の取締役会の機能において、独立性・客観性と説明責任は果たされております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

事業上関係の深い取引先については、取引関係の円滑化、維持を目的として株式を保有しております。政策保有銘柄につきましては、定期的に、取締役会で、そのリターンとリスクなどを踏まえた検証を行っております。

議決権行使については、政策保有先及び当社の中長期的な企業価値向上の観点から、議案ごとに総合的に賛否を判断いたします。

【原則1-7】

取締役の競業取引、会社と取締役間の取引及び会社と取締役との利益が相反する取引については、取締役会付議事項としております。また、当該取引を行った場合には、遅滞なく報告することとしており、会社及び株主共同の利益を損ねることがないよう、取締役会で監視及び監督する体制であります。

【原則3-1】

(1)経営理念・経営戦略は、当社ホームページに掲載しております。経営計画については、今後の開示に向けて検討しております。

経営理念 <http://www.fujikyu-corp.co.jp/company/rinen.html>

経営戦略 <http://www.fujikyu-corp.co.jp/ir/senryaku.html>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的考え方と基本方針は、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(3)取締役会が、取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書及び有価証券報告書に記載しております。

(4)取締役会が、取締役及び監査役候補の指名を行うにあたっては、取締役会規則、監査役会規則、幹部会規程等に基づき、取締役会で慎重に審議して選任しております。

(5)取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名については、株主総会招集通知において説明してまいります。

【補充原則4-1-1】

当社の取締役会は、経営の基本方針、取締役会規則で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定しております。各部門の業務執行に関する重要事項は、幹部会で事前に協議を行い、その結果を取締役に反映しております。

【原則4-8】

当社は、2名の独立社外取締役を選任し、上場証券取引所に届出ております。

独立社外取締役は、それぞれの分野での専門的知識並びに幅広い見識を有しており、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与していただける資質を備えていると判断しております。

【原則4-9】

当社では、東京証券取引所の定める独立性判断基準を踏まえ作成した、当社における社外役員の独立性に関する基準をもとに、独立社外取締役を選任しております。

また、独立社外取締役候補者の選定に当っては、専門的な知識や幅広い見識に基づき、建設的な検討への貢献が期待できる方を候補者としております。

当社の定める社外役員の独立性基準は、次のとおりであります。

- 現在または過去(就任前10年以内)において、当社の業務執行者(注1)となったことがないこと
 - 当社の大株主(注2)または大株主である団体に所属している者でないこと
 - 当社の主要取引先(注3)およびその業務執行者でないこと
 - 当社から多額(注4)の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家もしくは法律専門家、または会計監査人もしくは顧問契約先(それらが法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属している者)でないこと
 - 当社から多額の寄付を受けている団体に所属している者でないこと
 - 当社から役員を受け入れている会社の業務執行者でないこと
 - 近親者(注5)が上記1から6までのいずれか(4項を除き、重要な者に限る)に該当する者でないこと
 - 過去5年間に於いて、上記2. から7. までのいずれかに該当する者でないこと
 - 前各項にかかわらず、当社と利益相反が生じるおそれがある者でないこと
- (注)1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員、支配人その他の使用人をいう
2. 大株主とは、議決権所有割合が10%以上の株主をいう
3. 主要取引先とは、当社の販売先または仕入先であって、その年間取引金額が当社の売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう
4. 多額とは、年間1,000万円以上のものをいう
5. 近親者とは、該当者の配偶者または二親等内の親族をいう

【補充原則4－11－1】

当社取締役は、次の8項目の取締役候補者選出基準に基づき選出いたしております。

なお、多様性に関しては、企業の成長のために必要な新たな挑戦による経験が最も重要であると考えております。また、取締役会の規模については、企業規模と各部門の重要度合いにより定めるべきと考えております。

取締役候補者選出基準

- 誠実で我利我欲のない人 個人及び経営専門家としての高度な倫理観・誠実性・価値観を保持している
- 判断能力と決断力のある人 実践的な見識と成熟した判断能力を保持している
- 取締役会としてのチームワークを大切にす人 取締役会メンバーとしての職務を果たすために必要な労力や時間を惜しみなく提供する意欲を保持できる
- 部下の信頼を得られる人 強い探究心と精神的独立性を保持できる
- 専門・得意分野について取締役全体のバランスが保たれる人 取締役会のメンバーの持つ能力や経験との相互補完的のバランスとなる
- 信用を重んじた思考や行動ができる人
- 株主に対する利益相反行為への不関与ができる人
- 社外取締役については、上記1から7に加え、別に定める「社外役員の独立性基準」に照らし、当社の経営からの独立性が認められる人

【補充原則4－11－2】

当社は、取締役及び監査役の兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】

現在、取締役会は取締役会全体の実効性について分析・評価は行っておりません。今後、分析・評価を行い、必要に応じてその結果の概要を開示していくことを検討してまいります。

【補充原則4－14－2】

当社は、取締役に対して経営会議において、適時、社長から、取締役のあるべき姿についての教育をいたしておりますと共に、必要に応じて、外部教育機関で訓練を実施しております。

監査役に対しては、監査役協会において、定期的及び適宜行われる講習会で、教育訓練を行っております。

【原則5－1】

当社は、株主との対話を促進するため、合理的な範囲内で、次の通り取り組んでおります。

- 機関投資家・アナリスト向けに決算説明会を年1回実施しております。
 - 機関投資家・アナリストの個別取材に対応しております。
 - 個人投資家の電話質問に対応しております。
- なお、インサイダー情報の管理を徹底するとともに、株主からの意見を取締役会にフィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
後藤 薫徳	1,689,600	40.18
藤久取引先持株会	244,500	5.81
藤久従業員持株会	163,600	3.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	115,000	2.73
後藤 正己	100,000	2.37
中野 置瀬子	85,000	2.02
株式会社名古屋銀行	57,500	1.36
株式会社愛知銀行	57,500	1.36
後藤 文彰	51,800	1.23
第一生命保険株式会社	36,000	0.85

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、平成27年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	6 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柘植 里恵	公認会計士											
小川 洋子	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柘植 里恵	○	——	公認会計士・税理士としての専門的知識、幅広い見識をもとに、当社取締役会の監督機能強化に活かしていただけると判断したためであります。また、上場管理等に関するガイドラインや有価証券上場規程施行規則に規定する事由のいずれにも該当していないこと、当社との間に特別の利害関係もなく、独立性もより高いため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員としました。
小川 洋子	○	——	弁護士としての専門的知識、幅広い見識をもとに、当社取締役会の監督機能強化に活かしていただけると判断したためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、上場管理等に関するガイドラインや有価証券上場規程施行規則に規定する

		事由のいずれにも該当していないこと、当社との間に特別の利害関係もなく、独立性もより高いため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員としました。
--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査役会は、内部監査室及び会計監査人と、必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。また、当社の内部監査室は、内部監査結果に基づき、被監査部門の管理職者を通じて改善事項の勧告を行い、改善状況を確認し、その結果を社長並びに監査役に報告するとともに、毎月1回開催する内部監査報告会にも常勤監査役が出席していることにより、十分な連携体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
伊藤 倫文	弁護士													
尾関 哲夫	税理士													
林 孝雄	他の会社の出身者													
坂野 郁夫	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
伊藤 倫文	○	――	弁護士として培われた専門的な知識・経験並びに高い見識を有しており、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。また、上場管理等に関するガイドラインや有価証券上場規程施行規則に規定す

			る事由のいずれにも該当していないこと、当社との間に特別の利害関係もなく、独立性もより高いため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員としました。
尾関 哲夫		——	税理士としての専門知識、企業監査の実務経験等から監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
林 孝雄		——	金融及び財務に関する経験や知識、企業監査の実務経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。
坂野 郁夫		——	企業監査の実務経験を有していることから、監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

社外取締役及び社外監査役については、東京証券取引所の定める独立性基準を踏まえ作成した、当社における社外役員の独立性に関する基準をもとに選任しており、独立性の高い経営監視体制・監査体制が構築されていると考えております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明 更新	

経営陣の報酬は、業績及び経営幹部(部長・次長)の年収を参考に決めております。インセンティブというものはありませんが、中長期的な企業の成長には、会社の為、人の為に尽くす精神が重要であるという教育をしており、この価値観を持ち、業績向上に貢献した取締役の昇進等に反映する方針であります。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

有価証券報告書並びに事業報告において、取締役全員の総額及び監査役全員の総額を開示しております。
 取締役(9名) 総額 97百万円
 監査役(4名) 総額 13百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

役員の報酬等は、基本報酬及び退職慰労金により構成しており、その決定方針は次のとおりであります。
 役員の報酬等の総額は、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額が決定されており、当該限度額の範囲内で支給することとしております。取締役につきましては、年額2億50百万円以内(平成27年9月25日開催の第55期定時株主総会で決議、使用人分給与は含まない。)、監査役につきましては、年額30百万円以内(平成5年9月28日開催の第33期定時株主総会で決議)と決議いただいております。各取締役及び監査役の報酬等の額は、取締役につきましては取締役会の決議により決定し、監査役につきましては監査役の協議により決定しております。
 なお、当社は役員の報酬等に関する内規において、役員の報酬等の決定・改定・減額等の方針について定めております。これらの方針に基づき、1年ごとに取締役の使用人分給与を含む年額報酬の改定については、経営内容、世間水準、職務経歴とともに、従業員とのバランスを勘案した水準とするほか、各取締役の役位及び職務内容に応じて相当金額としております。監査役の年額報酬の改定については、監査役会におい

て監査役の協議により決定しております。

退職慰労金は、取締役及び常勤監査役を対象として役員退職慰労金支給内規に基づき、株主総会での承認を得たうえ、支給することとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役を補佐する担当セクションや専任担当者はありませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、指名、報酬決定等の委員会を設置していません。

当社の取締役会は、経営の基本方針、法令及び定款で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の審議・決定及び業務の執行を監督しております。

各部門の業務執行に関する重要事項を協議するため、月1回の定例開催に加え、随時必要に応じて幹部会を開催し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努め、取締役会に反映させております。

さらに、取締役、常勤監査役及び次長職以上で構成する経営会議で、各部門の業務執行状況、利益計画の進捗状況等、経営情報の共有化、説明責任と法令遵守の徹底を図っております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役4名全員を社外監査役としております。

監査役は、取締役会において独立した立場から取締役の意思決定及び職務執行を監視できる体制となっているほか、常勤監査役は幹部会及び経営会議に出席して業務遂行を監視・監督するとともに、会計監査人による監査結果について報告を受け、意見を交換しております。

また、社長直轄の内部監査室が社内業務監査を実施し、その内容を社長に報告するなど内部統制状況の監視を行う体制を整備しております。さらに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、財務報告に係る内部統制の構築、整備、運用及び評価を統括しております。

なお、常勤監査役尾関哲夫氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査については、有限責任監査法人トーマツが監査業務に当たっております。平成28年6月期において業務を執行した公認会計士の氏名等は、以下のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 松村浩司(継続関与年数 1年)

指定有限責任社員・業務執行社員 今泉 誠(継続関与年数 5年)

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士9名、その他13名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役2名)で構成されており、重要な経営事項に対する意思決定を行うほか、各取締役の職務の執行を監督しております。また、審議事項によっては、社外の有識者の助言を受けるなど、経営に活用することとしております。

当社は経営監視機能が重要と考えており、社外取締役選任に加え、監査役4名全員を社外監査役とすることで、十分に機能する体制が整っております。また、社外取締役及び監査役が職務の執行に当たり期待される役割を十分発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は社外取締役並びに監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年9月開催の定時株主総会に係る招集通知は、開催日の22日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、9月総会のため集中日があるという認識はしなくともよい状況にあります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年8月27日、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催（東京）し、社長自身が決算概要や今後の見通し、事業展開等について説明しております。また、アナリスト、機関投資家等の要請があった都度、適時、ミーティング形式による個別説明会を実施することとしております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の決算情報、適時開示資料、月次出退店・既存店売上情報、決算説明会資料、年次（中間）事業報告等を掲載しております。	
その他	IR関連雑誌への会社情報や株主優待制度案内の掲載等により、主に個人投資家を対象とした活動を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	平成19年3月に制定（平成19年11月一部改定）した「コンプライアンス・マニュアル」において、基本原則（私たちの行動規範）の項目としてお客様、取引先その他機関、投資家及び社会に対する行動規範を策定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社における「コンプライアンス・マニュアル」において、ディスクロージャーに関する行動規範を策定し、重要な情報については適時・適切な開示に努めていく方針であります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ当社の社会的責任及び企業倫理の維持を図るため、「藤久の行動規範」を定め、周知徹底しております。

取締役会は、法令及び定款に照らし、「取締役会規則」その他関連規程に基づいて取締役の職務の執行を監督し、監査役及び監査役会は、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づいて取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを独立した立場から監査しております。

内部監査室は、「内部監査規程」その他関連規程に基づいて社内各部署の業務が法令及び定款、社内諸規程その他関連マニュアル等に従い、適正かつ有効に執行されているかを監査しております。

「コンプライアンス・マニュアル」及び「内部公益通報保護規程」の整備により、コンプライアンス体制の構築及び運用を行い、また、教育・研修等の実施により、コンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識向上を図っております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした態度で臨み、取引関係を持たないことを行動規範に定めるとともに、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づいて管理を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」「文書管理規程」「情報システム管理規程」「個人情報保護マニュアル」など、情報管理に係る社内規程に従い適切な管理・保存の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。

また、電磁的記録については、IT技術の高度化に伴う漏洩リスクに対し十分なセキュリティ体制を整備し、継続的に強化・改善を図っております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスクの管理規程を制定し、同規程に沿ったリスク管理体制の整備により、緊急事態が発生した場合は、リスク対策会議を設置して迅速な対応を行い、被害拡大防止や損害・損失の最小化と早期復旧を図ります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため随時臨時取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に幹部会において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとしております。

当社の業績管理に資する財務データについては、ITを活用したシステムにより、速やかに取締役に提供しており、一層の精度向上及び迅速化のための改善を図っております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する従業員はおりませんが、監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で配置することといたします。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号に基づき、監査役を補助すべき従業員を置いた場合には、その任命・異動等人事権に係る事項の決定については、監査役会の事前の同意を得るとともに、当該従業員は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性を確保できる体制としております。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に対する体制

常勤監査役は、取締役会のほか、経営会議等の重要な意思決定及び職務執行状況が報告される会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員から説明を求めております。

(8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部公益通報保護規程」を定めており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制としております。

(9) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に関する事項

当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することといたします。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役(会)は、内部監査室及び会計監査人と必要に応じて相互の情報交換や意見交換を行うなど、連携を密にして監査の実効性並びに効率性を高めております。

内部監査室による社内業務監査の結果については、代表取締役社長及び常勤監査役が出席する監査報告会において報告するなど、監査役監査との連携を図っております。また、会計監査人による監査結果につきましては報告を受け、意見を交換しております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保し、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適切かつ有効に対応するため、「内部統制運用規程」とともに事業年度ごとの内部統制基本方針を定め、社長を委員長とする内部統制委員会により、全社的な体制で整備及び運用状況を定期的に評価し、不備事項については適時に改善を実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団、総会屋及びテロ集団等の反社会的勢力に屈することは、結果的に反社会的な行為を助長することになります。当社は、自らの社会的責任を十分に認識し、反社会的勢力に対しては、全社を挙げて毅然とした態度を維持してまいります。

社内体制の整備状況につきましては、当社の「コンプライアンス・マニュアル」における「基本原則(私たちの行動規範)」の項の中で、「私たちは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨み、決して経済的な利益を供与しません。」と明示し、「社会に対する私たちの行動規範」の中でも反社会的勢力との対決姿勢を記載し、社内に周知を図っております。

また、平成24年6月15日付で「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、新規取引開始に当たっては、取引契約書に暴力団排除条項を規定するなど、整備し運用しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成26年8月7日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下、「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年9月26日開催の当社第54期定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決されました（なお、本プランは、平成23年9月29日開催の当社第51期定時株主総会において、株主の皆様より承認、可決された当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の有効期間満了に伴い、更新しましたものです。更新に当たっては、形式的な文言等の修正を行っておりますが、内容を実質的に変更している箇所はありません。）。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めております。

本プランの詳細につきましては、当社のホームページで公表している平成26年8月7日付プレスリリース「会社の支配に関する基本方針の改定及び当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。

URL <http://www.fujikyu-corp.co.jp/ir/140807-2.pdf>

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社における会社情報の適時開示に係る社内体制は、次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の重要な会社情報は、会社法、金融商品取引法及び適時開示規則に基づく諸規則により開示することとし、その取扱いにおいては「内部情報等管理規程」を定め遵守しております。また、「コンプライアンス・マニュアル」において「投資家に対する私たちの行動規範」を定めております。

なお、適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の投資判断に有用と思われる情報については、積極的かつ公平に開示することとしております。

2. 情報の収集・伝達

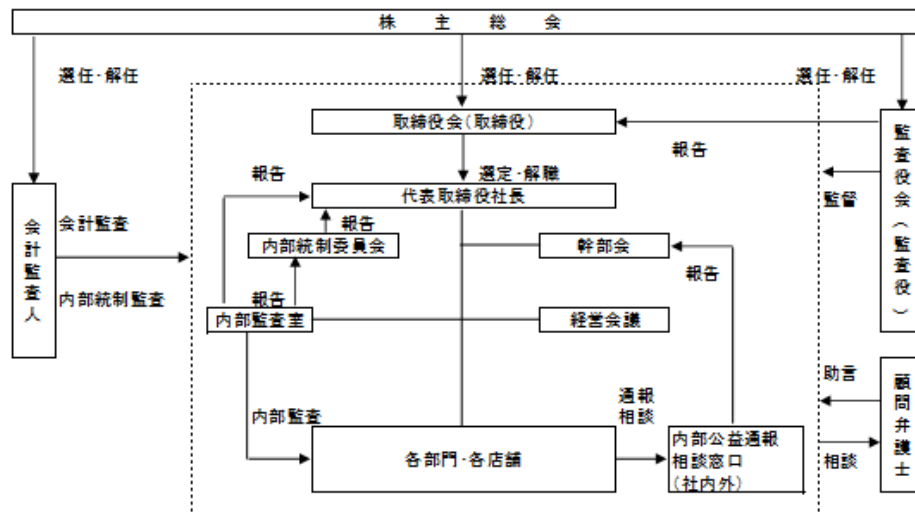
重要事実に該当する可能性のある会社情報は、当該情報を有する各部門を所管する管理責任者である担当役員に収集され、常勤役員会が開催され、代表取締役社長をはじめ、全取締役と常勤監査役に対して報告します。

当該会社情報は、常勤役員会において情報の正確性、網羅性等を十分精査し、情報取扱責任者を中心に開示すべき会社情報の開示資料に係る十分性、明瞭性等を検証のうえ、取締役会の審議・決裁を経て代表取締役社長の開示指示のもと、情報取扱責任者が上場証券取引所へ事前説明を行います。

3. 開示方法

開示すべき会社情報は、証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDnet）による開示のほか、当社ホームページにも速やかに掲載しております。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



適時開示体制の概要

